

# 自治基本条例制定に関する 調査特別委員会中間報告

本案は、嘉麻市の自治の基本理念および基本原則を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、並びに議会・市長等の役割及び責務を定め、市民が主体の自治の実現を図るため提案されたものです。

審査にあたり執行部より提出された、嘉麻市自治基本条例逐条解説書に沿って各章ごとに説明を受け、現在まで4回にわたり委員会を開催し、第8章コミュニケーションまでの審査を行いました。

## ◆委員から出された 主な意見

(抜粋)

### (第1章・第2章)

- 第3条にうたわれている「市民」の定義、第5条（市民自治の原則）では、市民の積極姿勢への表現が明確に示されていない。
- 第6条の（情報共有の原則）では、行政や議会が保有する情報をどの範囲まで市民が共有できるのか。

### (第3章)

- 第9条（市民の権利）で、執行部の解説では誰でも市政に参画する権利を有することのことだが、年齢に関してはある一定の枠を設けるべきではないか。
- 第11条（事業者の責務）では、市内事業者の位置付けが明確にされていない。
- 第12条（議会の役割及び責務）では、「議会独自の政策立案や政策提言を積極的に行わ

なければならぬ」と断定したような条文になっているが、なぜこのような表現にしたのか。

### (第5章)

- 「市長等」は市長のほかにとこまでの役職が含まれているのか、その役割及び責務を果たさなければならぬのかが明確に示されていない。

- 第18条（審議会等の運営）では、審議会委員の年齢構成、メンバー構成についても均衡を図るべきである。

### (第6章)

- 第19条（情報公開及び情報提供）では、市が所有している情報とは別に市の執行機関ならびに付属機関に準ずる機関までの情報も公開するのか。
- 議会側も情報が欲しい時にもなかなか出ないことがあ

- 議会側も情報が欲しい時にもなかなか出ないことがあ
- アイリングシステムの構築が急がれると思料するが、情報公開の先進自治体に職員を派遣し、実態調査をすべきではないか。

### (第7章)

- 議員自身も市民の付託を受けて出てきている。市民の参画は理解するが、市民が行政のすべてに参画をするようになれば議員の存在価値が問われる。

- 第27条（参画の方法）では、市が実施する計画の策定や変更、廃止、条例の制定や改廃、施策の実施等々を行う場合、市民に対し、パブリックコメントやアンケート調査を実施することのことだが、市が行う全てのものに対して、パブリックコメントやアンケート調査を実施するのか。

- また、この条文は素案に比べ抽象化されたように受け取れるため、分かりやすいものにするべきである。

### (第8章)

- 嘉麻市にあった条文とすべきではないか、現在嘉麻市においては、小学校の統廃合が進められているが、この統



廃合により、廃校となった地域で生活している人々は、地球上から子どもたちが消滅したような、とても寂しい孤立感を感じているとの話しを委員会視察で目の当りにしてきた。

そういう孤立感を解消するためにもコミュニケーションづくり、いわゆる学校と地域と行政の連携協力を嘉麻市のこの自治基本条例にうたい込むべきである。

※ 本特別委員会では、閉会中に審査を重ね、3月定例会には結論を出せるよう努力していきます。